

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

原告準備書面（7）

2025年（令和7年）9月9日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士	関	聡	介
同	鈴木	雅	子
同	小田川	綾	音
同	高見	智	恵子
原告訴訟復代理人弁護士	俵	公	二郎

原告は、本準備書面において、被告準備書面（8）に対し、必要と認める限度において範囲で反論し、諸外国の実務等からすれば、現行の帰化行政及び原告に対する帰化不許可処分が違法であること、及び、原告が「日常生活に支障のない程度の日本語能力」を有していることを論じるものである。

第1 言語要件や帰化の不許可理由を示さないことについての被告の主張に対する
反論

原告は、不許可理由を開示しないことや日本語要件の運用が憲法31条及び同13条に違反することを主張した（原告準備書面（6））。

これに対し、被告は、「国際情勢、外交関係、公安上の理由等から不許可の理由を開示できない場合が存在するという、帰化に関する行政処分の特殊な性質」や「法務大臣が帰化の許否の判断をするに当たって、どのような事実をどのように評価したかにつきその詳細を明らかにすることは、帰化行政における調査手法等をも推知させるおそれがあり、評価の対象となる事実の隠匿や偽装を誘発しかねないなど、将来における帰化行政の適正・公正な運用の妨げとなり、ひいては、国の治安にも重大な影響を与えるおそれがある」（被告準備書面（8）3頁）などと主張して、帰化許可申請に対する理由の不開示は正当であると主張する。

「また、日本語能力試験の評価基準については、帰化行政における調査手法等を推知させるなどのおそれがあり、既に述べた以上にその詳細を明らかにすることができない」「その詳細を明らかにすることは、むしろ帰化行政の適正さを損う恐れがある」（同10頁）などと主張する。

その上で、諸外国との違いについては、「各国の国籍立法には種々さまざまなものがあることを踏まえることのないまま諸外国との不均衡を論ずるものにすぎず、我が国の帰化行政に対する批判の前提を欠いている」（同）とする。

そこで、以下、改めて、G7を例に諸外国において帰化行政や言語要件の透明化がどのように図られているか、また不許可理由が開示されているかを見た上で、諸外国との不均衡を論ずるものに過ぎないという被告の主張も踏まえ、日本の帰化行政の適法性について検討する。

第2 諸外国の帰化行政、言語要件、不許可理由の開示に関する実務

日本以外のG7各国の（1）帰化全般に対する案内、（2）言語要件、（3）不許可理由の開示についての取扱いは、甲50の報告書記載のとおりである。

すなわち、すべての国が帰化全般に対する案内をウェブサイトにおいて相当程度詳細に行っている。また、言語要件については、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアは、客観的な一般的に行われている言語テストにおけるあるレベルに到達していることを明示的に要求し、そのテストの合格証明をもって言語要件を満たすものとの取扱いをしている。なお、日本語能力検定等と同様、一般的に用いられる言語テストであるため、これらの対策の本は当然に書店で販売されている。アメリカはそのような方式を取っていないが、言語テストと共に行われる公民テストにつき、どのようなテストが行われるかなどをウェブサイトで明示している。

さらに、不許可理由についても、すべての国が開示をしている。

第3 諸外国における実務等は、被告の主張に理由がないことを明らかにしていること（適正手続違反、難民条約34条違反、裁量権の範囲の逸脱・濫用）

1 G7 各国中、日本のみが、帰化において言語要件や不許可理由の開示等の透明化を図っていないこと

上記のとおり、諸外国においては、言語要件や不許可理由の開示を含め、透明化が図られている。

この点に関し、被告は、「国際情勢、外交関係、公安上の理由等から不許可の理由を開示できない場合が存在するという、帰化に関する行政処分の特殊な性質」や「法務大臣が帰化の許否の判断をするに当たって、どのような事実をどのように評価したかにつきその詳細を明らかにすることは、帰化行政における調査手法等をも推知させるおそれがあり、評価の対象となる事実の隠匿や偽装を誘発しかねないなど、将来における帰化行政の適正・公正な運用の妨げとなり、ひいては、国の治安にも重大な影響を与えるおそれがある」、「また、日本語能力試験の評価基準については、帰化行政における調査手法等を推知させるなどのおそれがあり、既に述べた以上にその詳細を明らかにすることができな

い」「その詳細を明らかにすることは、むしろ帰化行政の適正さを損う恐れがある」などと主張する。

しかしながら、そのような考慮が帰化行政に本当に不可欠であり、そうしなければ帰化行政の適正さを損う恐れがあるのであれば、それは日本のみならず他国でも同様と考えられる。念のため述べれば、他国にはこのような考慮を働かせる必要がないが、日本においては、何らかの特殊事情が存し、他国と異なって被告の主張するような考慮が必要であるという可能性もあり得ないではない。しかしながら、被告は、そのような具体的な説明もいっさいせず、上記のような極めて抽象的な説明に終始しており、およそ説得力を欠く。

2 言語要件やその運用、不許可理由の不開示を含む日本の帰化行政は、難民の帰化をできる限り容易にしているとは到底言えないこと

このような諸外国との違いにつき、被告は、「諸外国との不均衡を論ずるものに過ぎない」とする。

しかしながら、適正手続の要請が各国に存する帰化行政のうち理由もなく日本においてのみ働かないとするのは不合理であり、さらに、難民条約34条からすれば、そのような主張は、以下のとおり明らかに誤りである。

難民条約34条は、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。」と定めている。これは、締約国すべてに共通して課せられた条約上の責務である。

ところが、原告準備書面（4）において詳細に主張したとおり、他国においては、難民の帰化において言語要件の緩和や免除を定めているところが多いところ、日本においては、言語要件につき、難民であることに基づく要件の緩和等が行われていない。

加えて、上記で見たとおり、日本においては、帰化行政全般、言語要件、不許可理由の開示について、他国で図られているような透明化が全くなされていない

ない。しかも、被告は、他国と異なって日本においてはそのような帰化行政が許され、あるいは求められる理由も実質的に全く説明しない。

そして、このように、日本においては、言語要件や不許可理由等について開示がなされない結果、原告のように帰化申請者が難民である場合も、言語要件を満たすために合理的な努力を行うことを困難にされ、また、不許可理由が不明であることによって再申請を効果的に行うことを妨げられている。これらは、G7 各国における難民が帰化申請を行う場合には存在しない障壁である。日本を除く G7 各国が言語要件を明確にし、不許可理由についても開示していることからすれば、日本においても同様にすることが困難であることはおよそ考えられないにもかかわらず、国は、「裁量」「帰化の特殊性」といったきわめて抽象的な理由でこれを行っていないのである。

さらに、以前は不許可理由を開示していたことは被告自体も認めており（被告準備書面（8）5、6頁）、かつ、それによって何ら帰化行政の適正さが損なわれたといった事態は認められないにもかかわらず、現在までに被告は不許可理由の開示をやめている。これは、難民の帰化を、理由もなく、以前よりも困難にするものである。

以上からすれば、言語要件やその運用、不許可理由の不開示を含む日本の帰化行政は、適正手続の要請に反し、また、難民の帰化をできる限り容易にしているとは到底言えないことは明らかであって、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。」との難民条約34条の規定に反するものと言わざるを得ない。

3 まとめ

したがって、難民に対しても言語要件や不許可理由の開示をしない帰化行政、及び、かかる帰化行政に従ってなされた原告に対する各帰化不許可処分は、適正手続の要請や難民条約34条に反し、あるいは、帰化処分に関する裁量権の

行使にあたって難民条約34条等の要請を踏まえる必要があるところ、これを踏まえていないことから、裁量権の範囲の逸脱・濫用にあたり、違法である。

第2 原告は「日常生活に支障のない程度」の日本語能力を本件各帰化不許可処分当時備えていたこと

被告は、上記のとおり言語要件について具体的な試験の内容の開示を行わないものの、「日常生活に支障のない程度の日本語能力」が必要であるとし、また、難民についても同等の日本語能力が必要であると主張している。

もともと、かかる被告の主張を前提としても、被告が帰化のために必要であると主張する日本語要件を原告が本件各不許可処分時に備えていたことは、今般提出した陳述書（甲51乃至58）からも明らかである。

以上